⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
イ　平成６年度以降に、上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、熊本防衛支局長（旧熊本防衛施設支局長を含む。）から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書参照。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア～ウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
・「飛行場の制限エリアにおける工事において、緊急時に速やかに待避（概ね５分以内）する条件に対し、施工上行う配慮事項」
・「工事に伴い発生する騒音・振動等が、周辺住宅等の環境に及ぼす影響への配慮事項」
１項目に対する技術提案数は最大５までとする。
なお、技術提案数が５を越えた場合は、技術提案に係る配点は０点とする。
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制
⑵　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、次の各要件に該当する者のうち、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」、「施工体制」をもって、下記⑶総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
⑴　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。
なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。
イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑶　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。
イ　加算点　技術資料の内容に応じ、上記⑴のア、イの評価項目ごとに評価を行い、最高点数40点の加算点を与える。
加算点の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。また、施工体制評価点の低いものに対しては、技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。
ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は上記⑴ウの項目について最高30点の評価点を与える。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合、若しくは、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。
エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
オ　上記⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、上記⑴イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。
⑷　上記⑴ア～ウの評価項目の詳細は入札説明書による。
⑸　その他　受注者の責により入札時の上記⑴アの評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、施工成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒862―0901 熊本県熊本市東町１－１―11　熊本防衛支局総務課契約審査係　電話096―368―2174
⑵　入札説明書の交付期間、交付申込先等
ア　交付期間　平成21年７月22日から同年８月11日まで
イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。
http://www.mod-eboc.go.jp/
ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類：ＰＤＦ（Acrobat７形式以下）
図面類：ＰＤＦ（同上）
数量表等：Excel（Ver.2003形式）
申請書類：Word（同上）又は一太郎（Ver.2006形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。
オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することが出来る。
この場合、下記担当部局へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ―ＲＯＭ〇枚、及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、下記住所に送付すること。
なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切保障しない。
送付先は以下の通りである。
〒862―0901 熊本県熊本市東町１－１－11　熊本防衛支局総務課契約審査係　電話096―368―2174　ＦＡＸ096―368―0512
⑶　申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成21年７月22日から同年８月11日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで、金曜日は午後６時まで、同年８月11日は、午後４時まで。ただし、紙入札方式による場合は、正午から午後１時までの間を除く。
イ　提出場所　上記４⑴に同じ。
ウ　提出方法　電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び技術資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は持参すること。
⑷　入札書の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　電子入札システムによる入札の場合は、平成21年９月29日から同年10月１日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで、金曜日は午後６時まで。ただし、同年10月１日は正午まで。紙による入札の場合は、同年10月１日午前９時から正午まで。郵送等による入札の場合は、平成21年10月１日正午必着。